区立小中学校における緊急時の対応と保護者への周知を求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第178号 受理年月日 平成25年12月13日

付託年月日 平成26年 2月20日

.

陳 情 原 文 江戸川こども守る会では、東日本大震災発生時における学校での現場対応について当時の現場責任者である校長先生のご意見を伺い、また地域・保護者がどのような協力体制を整えることが最善であるか探るために、区立小中学校106校にアンケートを実施し、うち103校よりご返信をいただきました。

上記アンケートにつきましては既に東京都が行った3択回答アンケートが存在しますが、当会が行ったヒアリングによりますと回答方法が3択では選択しかねる場面が多く、当時の状況を判断するには回答内容に不足があったと判断するに至りました。そこで当会は江戸川区教育委員会へ向けて独自のアンケートの実施を要望しましたが却下されたため、不本意ながら当会によりアンケート調査を実施することに至った次第です。

アンケート調査の結果、各学校の緊急対応手引きは存在せず、すべては学校長の 判断に委ねられているため判断に窮する校長先生もいらっしゃったことがわかりま した。時として現場において学校長が判断する臨機応変な対応も必要ではあります が、有事対応につきましては私たち大人が過去の震災経験から学び取り今後の備え につなげ、子どもたちの安心・安全を確保する義務があると考えます。

つきましては、以下の陳情をさせていただきます。

記

1 緊急時対応については、教育委員会、各学校長、すくすくスクール、保護者で 共通認識をもつこと。

フローチャート等の対応手引きを作成し、保護者への手紙、学校ホームページ への掲載などで広く度々周知し、周知したことを確認すること。

2 東京都より各学校に設置されている優先電話が使用可能な状態であるかを確認 すること。

(裏面に続く)

東京都に確認したところ、有事の際にはまず学校から災害伝言ダイヤル171 に優先電話を使用、学校は児童・生徒の状況を録音し、保護者は同ダイヤルに て安否確認を取るように指導しているとのことでした。

学校は保護者に向けて優先電話の有効利用についてその浸透状況を確認すること。

- 3 平成24年9月より緊急時における学校備蓄品は学校長の判断により使用が認められましたが、各学校で留め置きとなった児童・生徒が安心して保護者の迎えを待てるように十分な生徒用備蓄品の用意をすること。
 - 他区(23区内)公立学校には、家庭から各自の備蓄品を持ち込み、校内で保管している学校もあることがわかりました。予算等の関係で早急な対応が困難な場合には、各家庭に委ねるのも一案であると考えます。
- 4 兵庫県教育委員会 但馬教育事務所の学校対応防災マニュアルは実用的な即戦力になり学校長の助けになると思われます。江戸川区は各学校に向けてマニュアルの存在を伝えダウンロードし備えるように伝えること。

(参考) http://www.hyogo-c.ed.jp/~tajima-bo/40_bousai_manual/